

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和8年4月17日午後1時30分から令和8年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第11番委員	高橋	新	一
第2番委員	小野	まり子	第12番委員	佐藤	新	幸
第3番委員	宮本	賢	第13番委員	佐藤	祝	
第4番委員	倉田	和久	第14番委員	山路	和	弘
第5番委員	渡辺	好章	第15番委員	小坂	倫	充
			第16番委員	岩野	悦	子
第7番委員	高橋	重貴	第17番委員	小嶋	教	三
第8番委員	及川	宏和	第18番委員	田口		敏
第9番委員	有住	寿哉	第19番委員	高橋	正	則
第10番委員	高橋	義隆	第20番委員	菊地	成	壽

2. 本会議を欠席した委員は0名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口	潤
事務局長補佐	及川	博
係長	田尻	和稔
主査	巴	春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第2号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについて
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻	和稔
主査	巴	春菜

- 議 長 只今から令和8年第4回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には12番佐藤浩幸委員、13番佐藤祝委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。
 事務局 局長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、番号 7 番と 8 番の案件について、7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——7 番委員退席——
 議 長 これより、番号 7 番と 8 番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 番号 7 番と 8 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
 議 長 挙手全員であります。
 よって、当案件は原案のとおり決定しました。
 7 番高橋重貴委員の入席を許します。
 ——7 番委員入席——
 議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 これより、番号 1 番から 6 番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、許可することに決定しました。
 議 長 日程第 7、議案第 2 号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。
 事務局 局長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、3番宮本賢委員より報告願います。

第3番委員 3番宮本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
4月14日午後に、北部地区の、渡辺好章委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
当初の事業計画では、[]が、倉庫兼事務所を建設するため、令和7年4月に県から農地転用許可を受けて事業を着手していました。その後、令和7年12月に []から []に事業を継承し、倉庫規模を2階建てから4階建てとし、延床面積を拡大する計画へ変更することとなりました。しかし、計画した敷地面積では、駐車場が不足となることから、農地を使用しないことを前提として計画地周辺で駐車場を確保するため地権者に交渉を進めていたところ、最終契約段階において地権者の同意が得られなかったため、隣接する農地及び宅地を新たに倉庫作業従事者等が利用する駐車場用地として追加する計画に変更しようとするものです。
現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。
農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となったことが、事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、資産流動化計画に基づき自己資金により実施する見込みがあること、周辺への影響は、変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

議 長 以上で現地調査の報告を終わります。
ご苦労様でした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

第 8 番 委 員 つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、8番及川宏和委員より報告願います。

8番及川です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

4月10日午後、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、三ヶ尻地区の、有住寿哉委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXX所有の畑ですが、現況は、宅地として利用されています。

現況に至った経緯ですが、昭和元年頃に亡祖父が作業場を自己建築し利用していた。その後、平成6年に亡父が工場を作業場と棟続きに建築し、令和4年12月からは事務所兼倉庫として使用しているとのこと。

今回、建築物の表題登記の際に、地目変更手続きがされていなかったことが判明したため農地法の適用外証明願が出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 7 番 委員 17 番小嶋です。1 番と 2 番の案件ですが、氏名は違いますが住所は
事 務 局 同じでいいですか。
17 番小嶋委員のご質問にお答えします。
住民基本台帳と突合させている農地台帳上では、このように登録と
なっています。ただし、実際に住んでいる場所とは異なっている可能
性もあります。

議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和 8 年第 4 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

時間 14 時 05 分